

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	9,535,113	1,430,267	55,571	95,411,044	105,001,728	1,430,267
社	債	11,508,940	1,726,341	1,879	109,146,656	120,657,475	1,726,341
預 貯 金	銀 行 預 金	91,620,586	13,743,088	1,206,297	6,633,233	99,460,116	13,743,088
	銀行以外の金融機関の預金	84,672,646	12,700,897	2,369,048	35,069,130	122,110,824	12,700,897
	勤 務 先 預 金	12,349,106	1,852,366	35,713	-	12,384,819	1,852,366
合同運用信託の収益の分配		582,680	87,402	38,591	14,170	635,441	87,402
公社債投資信託の収益の分配等		1,985,653	297,848	11	3,516	1,989,180	297,848
小 計		212,254,724	31,838,209	3,707,110	246,277,749	462,239,583	31,838,209
定期積金の給付補てん金等		11,162,673	1,674,401	-	23,736	11,186,409	1,674,401
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		1,129,020	80,391	1,414	-	1,130,434	80,391
割引債の償還差益		235,611	42,410	-	-	235,611	42,410
計		224,782,028	33,635,411	3,708,524	246,301,485	474,792,037	33,635,411

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	478,113,454	94,539,382	144,286,245	270,065,268	18,977,438	892,464,967	113,516,820
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配等	-	-	5,477,311	5,671,906	400,461	11,149,217	400,461
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	86,656,552	6,057,400	86,656,552	6,057,400
計	478,113,454	94,539,382	149,763,556	362,393,726	25,435,299	990,270,736	119,974,681

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	46,572,245	3,255,050

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	2,750,341,671	106,753,804	26,368,980,232	859,228,056	29,119,321,903	965,981,860
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	5,376,475	72,841	96,198,354	1,599,706	101,574,829	1,672,547
	計	2,755,718,146	106,826,645	26,465,178,586	860,827,762	29,220,896,732	967,654,407
退 職 所 得		310,816,856	3,920,325	418,902,292	15,687,190	729,719,148	19,607,515
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	30,196	-	30,196

調査対象等： 給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	25,006,937	3,842,317
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	159,886,584	24,012,395
	診療報酬	124,331,124	11,013,787
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	137,823,160	7,899,364
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	8,336,425	934,758
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	46,088,312	2,308,520
	契約金・賞金	4,244,820	396,524
	小 計	505,717,362	50,407,665
法第203条の2該当（公的年金等）		398,491,450	4,854,538
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		159,594,965	1,007,574
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		245,099	3,668
計		1,064,048,876	56,273,445
災害減税法により徴収猶予したもの		-	125

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	306,833	40,087
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	62,239,940	3,890,826
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	20,519,036	2,275,989
退 職 手 当 等	647,936	118,686
人 的 役 務 の 報 酬	27,410	5,006
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	11,383,177	1,103,757
著作権の使用料又はその譲渡による対価	4,122,224	371,717
貸 付 金 の 利 子	1,222,929	139,310
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	2,223,374	411,999
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	13,154,050	1,315,405
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	4,530,521	642,939
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	1,012	202
賞 金	10,476	1,736
合 計	120,388,918	10,317,659

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。